

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA 東京）が、2017 年度に開始する  
予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本公告に関する問い合わせは、JICA 東京産業開発・公共政策課（電話：  
03-3485-7635、担当：木田 克人）宛にお願いします。

2017 年 6 月 15 日

独立行政法人国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之

2017 年度課題別研修「アセアン地域債券市場整備(II)」に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下「JICA東京」という）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

効率的で安定的な金融システム構築のためには、銀行を中心とした間接金融に加え、株式・債券市場による直接金融の発展が重要です。

アジアにおける株式市場は 1990 年代に相当の発展を遂げたものの、他方で債券市場の発展は立ち遅れています。アジア地域における債券市場発展のため、すでに ABMI (The ASEAN+3 Asian Bond Market Initiative) 等の枠組みを通じ、市場インフラ整備等に関する協力が積極的に行われてきましたが、発行体や投資家、証券会社・証券取引所などの市場参加者を育成する観点から、適切な金融市場育成政策を立案できる政策担当者の育成は依然として重要な課題となっており、本研修を実施するものです。

本研修の遂行にあたっては、アジアを中心とする昨今の金融情勢を踏まえて、日本の官民の債券市場整備発展の取組みを踏まえて実施する必要があり、公益財団法人国際通貨研究所（以下、「IIMA」と言う）と一般財団法人日本国際協力センター（以下「JICE」と言う）による共同企業体（以下、「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者と予定する共同企業体の代表者 IIMA は、2003 年以降 ASEAN 事務局、財務省、アジア開発銀行、金融庁、外務省、JBIC、JICA 等からアセアン地域における金融協力関係の調査や研修業務を 20 件以上受託 するなど、アセアン地域を含むアジアにおける通貨・金融協力を主要な専門研究分野としています。特に 2014～2016 年にかけては、本研修の参加国を毎年訪れ現地調査を実施しており、研修プログラム策定・研修運営を円滑に実施することができると考えられます。

同共同企業体の構成員 JICE は外国人を対象とした研修の企画立案から、研修監理業務・実施業務まで行っている一般財団法人であり、30 年以上にわたる当該業務の活動実績の下、国際研修やセミナーの運営について幅広い知識・経験を有しており、専門的な経験を有する IIMA と補完関係にあります。

従って、特定者は本研修の実施に必要な知見・技術と運営能力を有すると考えられます。

以上のことから、以下「2. 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

(1) 業務名：

2017年度課題別研修「アセアン地域債券市場整備(II)」コース研修委託業務

(2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：

別添「研修委託業務概要」参照

(4) 研修コース実施期間：

2017年9月20日から2017年10月7日まで(予定)

(5) 契約履行期間：

2017年8月中旬から2017年12月上旬まで(予定)

## 2. 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2017 年度案件を第一回目として受託し、2019 年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

④債券市場関連の研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

|                  |      |  |
|------------------|------|--|
| (1) 参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 | 2017年6月15日(木) 10:00 から同年6月30日(金) 16:00 まで  |
|                  | 提出場所 | (独) 国際協力機構東京国際センター産業開発・公共政策課   |
|                  | 提出書類 | 下記、※参照のこと。   |
|                  | 提出方法 | 持参又は郵送(※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで(12:30 から 13:30 までは除く)に上記提出場所へ持参のこと。) |

※提出書類について

#### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式3)

#### B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 誓約書(様式3)

|                     |      |                              |
|---------------------|------|------------------------------|
| (2) 審査結果の通知         | 通知日  | 2017年7月10日(月)                |
|                     | 通知方法 | メールで連絡、オリジナルは後日郵送            |
| (3) 応募要件無し<br>の理由請求 | 請求場所 | (独) 国際協力機構東京国際センター産業開発・公共政策課 |
|                     | 請求方法 | 持参又は郵送(※郵送(配達記録ののこるものに限る))   |

|  |       |   |
|--|-------|---|
|  |       | する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで (12:30 から 13:30 までは除く) に上記提出場所へ持参のこと。 |
|  | 請求締切日 | 2017 年 7 月 18 日 (火)   |
|  | 回答予定日 | 2017 年 7 月 21 日 (金)   |
|  | 回答方法  | メールで連絡、オリジナルは後日郵送   |

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3.(3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めます。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：
 

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホーム

ページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2017 年度 課題別研修「アセアン地域債権市場整備 II」  
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「アセアン地域債権市場整備 II」

(2) 背景

効率的で安定的な金融システム構築のためには、銀行を中心とした間接金融に加え、株式・債券市場による直接金融の発展が重要である。アジアにおける株式市場は 1990 年代に相当の発展を遂げたものの、他方で債券市場の発展は立ち遅れている。アジア地域における債券市場発展のため、すでに ABMI(The ASEAN+3 Asian Bond Market Initiative)等の枠組みを通じ、市場インフラ整備等に関する協力が積極的に行われてきたが、発行体や投資家、証券会社・証券取引所などの市場参加者を育成する観点から、適切な金融市場育成政策を立案できる政策担当者の育成は依然として重要な課題となっている。

以上の観点から、当機構は、アセアン域内の債券市場整備の取組みにおいて実績を持つアジア開発銀行との共催のもと、2007 年度から 2012 年度まで課題別研修「アセアン地域債券市場整備」を実施し、研修員より高い評価を得た。それに続き 2014 年度から 2016 年度までは JICA が単独で「アセアン地域債券市場整備 II」を実施した。本研修の実施は対象各国の経済成長を促進するのみならず、我が国の経済発展にも資すると考えられ、2017 年度以降も引き続きアセアン各国を中心とした国々を対象として課題別研修として実施するものである。

(3) 研修目標

各国の債券市場整備・発展のための政策提案に向けた能力向上がなされ、政策提案が所属組織において共有・検討される。

(4) 単元目標

以下の各単元目標の達成を通じて、前述の研修目標が達成される。

- ① 日本の経験が共有され、金融システム整備と債券市場発展の重要性が説明できる。
- ② ABMI など債券市場育成にかかるこれまでの ASEAN 域内の取り組みが説明できる。
- ③ 各国の債券市場整備に必要な具体的課題が説明できる。



- ④ 日本および参加者間の債券市場関係者（省庁、日銀、証券会社、決済システム関連企業、証券取引所等）との関係が構築され、問題意識が共有される。
- (5) 技術研修期間（予定）  
2017年9月21日から2017年10月6日まで
- (6) 研修員
- ①定員 16名  
（応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり）
- ②研修対象国（予定）  
カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、アルジェリア
- (7) 対象研修員（資格要件：原則）  
財務省、中央銀行、または債権監理監督機関の職員
- (8) 研修使用言語  
英語（当該言語での講義等が困難な場合は、通訳を手配して対応する）
- (9) 研修コース構成  
研修は「事前」、「研修附带」、「本邦」の各プログラムから構成されているが、「研修附带」のプログラムはJICAが実施する。
- 1事前プログラム（来日前1ヵ月間）  
自国における証券取引の課題を分析したジョブレポートを作成する。
- ②研修附带プログラム（当機構が実施するプログラム）
- 1）集合ブリーフィング（来日の翌日）  
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を実施する。（0.5日間）
- 2）プログラムオリエンテーション（集合ブリーフィングの後）  
研修の概要を研修員に説明する。（1時間程度）
- 3）ジェネラルオリエンテーション（上述の翌日）  
日本経済、文化、政治など一般的な講義を実施する。（1.0日間）
- 4）評価会、閉講式（技術研修の最終日）  
研修内容につき、研修員より評価を聴取するとともに意見交換する。（1時間程度）
- 2本邦プログラム（技術研修期間）  
上記案件目標、および単元目標を達成するため、以下の内容を組み合わせて

講義、視察、演習などにより研修を実施する。

1) 研修項目（案）

本邦研修における想定される研修項目は次のとおり

| 項目   | 具体的な内容案  |
|--|--|
| （単元目標 1）日本の経験が共有され、金融システム整備と債券市場発展の重要性が説明できる。                                | 日本の証券市場の構造、歴史、関連法に関する講義、意見交換など                       |
| （単元目標 2）ABMI など債券市場育成にかかるこれまでのASEAN域内の取り組みが説明できる。                            | アジア金融危機、アジア域内の金融協力、アジア証券市場の展望、本邦民間銀行の役割に関する講義、意見交換など |
| （単元目標 3）各国の債券市場整備に必要な具体的課題が説明できる。  | イールド・カーブ、プライマリー市場とセカンダリー市場、リスク管理、債券評価に関する講義、意見交換など   |
| （単元目標 4）日本および参加者間の債券市場関係者（省庁、日銀、証券会社、決済システム関連企業、証券取引所等）との関係が構築され、問題意識が共有される。 | 研修員による討議発表と意見交換、本邦債券取り扱い企業の役割に関する講義、意見交換など           |

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ①日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ②研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④コース評価要領の作成
- ⑤研修員選考への協力
- ⑥JICA 東京その他関係機関と連絡・調整
- ⑦研修監理員（通訳）の手配・調整

- ⑧プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨研修の運営管理とモニタリング
- ⑩研修員の技術レベルの把握
- ⑪各種発表会の実施への協力
- ⑫研修員作成の各種レポートの分析・評価のとりまとめ
- ⑬研修員からの技術的質問への対応
- ⑭評価会への出席、実施補佐
- ⑮閉講式への出席、実施補佐
- ⑯反省会への出席
- ⑰講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

- ①講師の選定・確保
- ②講師への講義依頼文書発出
- ③講義室及び使用資機材の確認
- ④講義テキスト、資機材、参考資料の準備（翻訳を含む）・確認、著作権利用許諾範囲の確認
- ⑤講義テキスト、参考資料のCD-ROM化
- ⑥講義実施時の講師への対応
- ⑦講師謝金の支払い
- ⑧講師への旅費及び交通支払い
- ⑨講師もしくは所属先への依頼状・礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ①視察先の選定・確保と依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ②視察先への引率
- ③研修旅行の調整
- ④視察謝金等の支払い
- ⑤視察先への礼状作成と送付

(4) 事後整理に関する事項

- ①業務完了報告書の作成（教材の著作権処理報告含む）

②経費精算報告書の作成

③資材資料の返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、契約履行期間内に提出する。

4. その他

(1) 研修旅行

1日の行程が100kmを超えて移動する旅行に関して、次を対象にした経費を計上していただく予定です。

・講師又は研修受託機関又は研修実施機関の関係者の同行者（1名まで）の研修旅行費（交通費、日当、宿泊費）

(2) 近距離交通費

1日の行程が100km未満の移動については、外部講師および協力機関の関係者を対象に交通費を積算可能です。研修委託契約の業務人件費の対象者が、100km未満の旅行に同行される場合は、計上の対象となりません。

(3) 教材

教材（講義テキストの作成、翻訳、印刷製本を含む）調達に関する経費を計上いただくことが可能です。

(4) 宿泊

研修員、研修受託機関同行者、研修監理員分の宿泊手配は当機構が行います。

(5) その他

本業務概要は予定段階のもので、詳細について変更される可能性もあります。

2017 年〇〇月〇〇日

公募参加確認書（例）

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 （法人番号）  
（所在地）  
（貴社名）  
（代表者役職・氏名） 印

『2017 年度課題別研修「アセアン地域債券市場整備(II)」に係る参加意思確認公募  
について』に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確  
認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフ  
レットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

・平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

**\* 全省庁統一資格を有していない場合 \***

2016 年〇〇月〇〇日

## 公募参加確認書（例）

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 （法人番号）  
（所在地）  
（貴社名）  
（代表者役職・氏名）

印

『2017 年度課題別研修「アセアン地域債券市場整備(II)」に係る参加意思確認公募  
について』に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確  
認書を提出します。

## 記

## 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフ  
レットを添付すること）。

## 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター  
契約担当役 殿

(件名)の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべ

き関係を有している。

- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上